

議 会 改 革 特 別 委 員 会

調 査 中 間 報 告 書

埼 玉 県 草 加 市 議 会

平成29年6月1日

草加市議会議長 鈴木由和様

議会改革特別委員会

委員長 芝野勝利

議会改革特別委員会調査中間報告書

本委員会に付託の事件のうち、議事堂のあり方についての現在までの調査の結果を次のとおり報告します。

1 付託事件 特定事件「議会改革について」

2 議事堂のあり方についての調査目的

草加市は本庁舎の建て替えを目前に控えており、新たな議場設備等の整備においては、議会の機能や市民納得度の向上に向けた検討が必要であることから、新庁舎建設に当たり、議会の意見を議事堂の設計に反映させる。

3 調査の結果

議事堂のあり方について、現在まで委員会として意見が一致したものは、以下の6項目です。

(1) 議事堂の独立性について

新庁舎の建設スペースには限りがあることから、議事堂は別棟ではなく新庁舎内に設置すべきである。

また、市民の利便性等の観点から、低層階には多くの市民が利用する窓口を配置する必要があることから、議事堂は新庁舎の上層階に配置すべきである。

なお、新庁舎のエレベーターについては、議事堂への専用の動線を確保する観点から、停止階の制限ができる仕様のものを設置すべきである。

(2) 議場について

議場の利活用については、一般市民向けに貸し出しを行った場合、臨時会が入った際には、予約のキャンセル等の対応が必要になることから、貸館対応は実施すべきではない。

今後車椅子の方が議員となることも考えられることから、議場の床はフラットとし、議場内の家具は椅子を除き固定式とすべきである。なお、議席の配置については、どの議席からも答弁席や演壇の状況が見えるように配置を工夫すべきである。

(3) 傍聴席について

傍聴席は、議場全体の様子がわかるようにするとともに、車椅子での傍聴に昇降機が不要となるよう傍聴席入口から傍聴席までの段差をなくすために、議場より上の階に設置すべきである。

誰もが傍聴できる環境を確保するため、乳幼児連れでの傍聴や会話をしながらの傍聴が可能となるように、防音処理を施したガラス張りの多目的傍聴スペースの設置を検討すべきである。しかし、新庁舎のスペースの関係で設置が難しい場合は、委員会室を開放し、モニターを設置するなどの対応により、誰もが傍聴できる場を確保するよう配慮すべきである。

(4) 委員会室及び全員協議会室について

委員会室間の壁は一部を可動式の間仕切りとし、全員協議会にも対応できるようにすべきである。

(5) 議員控室及び応接室、談話スペースについて

議員控室は、控室としての機能だけでなく、議員が執務を行うスペースでもあることから、名称を会派室とすべきである。

また、会派数や会派所属人数の変更に対応できるよう、会派室の壁は固定式と可動式の間仕切りを組み合わせ、それぞれの部屋に入口を設け、会派室間にも扉を設けるべきである。

また、これまで議員控室は、議員1人当たりの面積を按分して各会派のスペースを決定していたが、新たに設置する会派室は原則同じ大きさとし、1部屋当たりの人数を決めることで各会派に割り振るべきである。このことから、会派数や会派所属人数の変更に柔軟に対応するために、会派室は多めに用意すべきであり、使用しない会派室については、議員の応接室や談話スペースとして活用すべきで

ある。

また、議員控室は昼食、休憩等も行う居住スペースと類似した場でもあることから、洗面スペース等の水回りを整備すべきである。なお、給湯設備等については、安全面を考慮すべきである。

(6) セキュリティについて

議事堂内においては、議員の動線と市民や執行部職員の動線を分け、来客対応とセキュリティ管理に配慮した構造にすべきである。

また、正副議長室や控室などセキュリティへの特段の配慮が必要なエリアをセキュリティエリアに設定し、市民や執行部職員などがセキュリティエリア内に入るためには、議会事務局の前を通らなければならないような構造にすべきである。

さらに、議会事務局職員が在席していない平日夜間あるいは閉庁日におけるセキュリティを確保するために、セキュリティエリアへの入口に、全て解錠が必要な扉を設置し、解錠に当たってはセキュリティカードなどを用いることとすべきである。